

別表第1（第2条関係）

体外受精・顕微授精の治療ステージ及び助成対象範囲

治療内容		採 卵 ま で			採 精 （ 夫 ）	受 精 （前培養・媒精（顕微授精）・培養）	胚 移 植						妊 娠 の 確 認 （胚移植のおおむね2週間後）	交 通 費 助 成 の 対 象 と な る 治 療 の 範 囲	
		薬品投与（点鼻薬） （自然周期で行う場合もあり）	薬品投与（注射） （自然周期で行う場合もあり）	採 卵			新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植					
							胚移植	黄体期補充療法		薬品投与 （自然周期で行う場合もあり）	胚移植	黄体期補充療法			
平均所要日数		1 4 日	1 0 日	1 日	1 日	2 ～ 5 日	1 日	1 0 日		7 ～ 1 0 日	1 日	1 0 日	1 日		
A	新鮮胚移植を実施											助成対象			
B	凍結胚移植を実施*														
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施														
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了														
E	受精できず又は、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止														
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止														
G	卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止													対象外	
H	採卵準備中、体調不良等により治療中止														

* B：採卵・受精後、1～3周期の間隔を空けて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合
 ※採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態の良い精子が得られないため治療を中止した場合も助成対象